

業務規程細則新旧対照表

(下線部は改正箇所を示す。)

新	旧	備考
<p>第 1 章 総則</p> <p>(定義) 第 1 条 (略) 一～七 (略)</p> <p><u>八 最新債権情報開示 電子記録の記録事項のうち 請求時点の債権の金額、支払期日等 (分割記録の 予約後の記録番号および債権金額を含む)、債務 者、債権者、電子記録保証人の情報を開示内容と する開示をいう。</u></p> <p><u>九 全部開示 電子記録の記録事項のうち次に掲げ る記録を除くすべての記録を開示内容とする開示 をいう。</u></p> <p>① <u>直近の譲渡記録以外のすべての譲渡記録</u> ② <u>訂正および回復の記録</u> ③ <u>発生記録における特定記録機関変更記録以外の 記録機関変更記録をしない旨の記録</u> ④ <u>業務規程細則に定める特定記録機関変更記録お よび変更後債権記録に対する変更記録</u></p> <p>第 2 条～第 3 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 当会社の業務等</p> <p>(業務時間および営業日等) 第 4 条 規程第 5 条に規定する業務時間は、午前 9 時 から午後 3 時までの時間とする。<u>ただし、でんさい ライトによる電子記録の請求または開示に関する業</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(定義) 第 1 条 (略) 一～七 (略)</p> <p>第 2 条～第 3 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 当会社の業務等</p> <p>(業務時間および営業日等) 第 4 条 規程第 5 条に規定する業務時間は、午前 9 時 から午後 3 時までの時間とする。</p>	<p>・(細則第 1 条第 8 号および第 9 号) 用語の追加</p> <p>・(細則第 4 条第 1 項ただし 書) でんさいライトのサー</p>

新	旧	備考
<p><u>務時間は、午前8時から午後7時までとする。</u> 2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 利用者</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p><u>(でんさいライトを利用する場合における決済口座に係る制限)</u> <u>第6条の2 利用者が、でんさいライトの利用契約を締結する場合には、1 利用契約ごとに単一の決済口座を定めなければならない。</u></p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 電子記録通則</p> <p>第13条～第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 電子記録の請求および記録に関する事項</p> <p>(発生記録の請求の方法等) 第17条 1～6 (略) 7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、<u>でんさいライトの利用者を債務者とする請求を行う場合は1円以上100万円以下、その他の場合は1円以上100億円未満とする。</u> 8～10 (略)</p> <p>第18条～第22条 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 利用者</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 電子記録通則</p> <p>第13条～第16条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 電子記録の請求および記録に関する事項</p> <p>(発生記録の請求の方法等) 第17条 1～6 (略) 7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。 8～10 (略)</p> <p>第18条～第22条 (略)</p>	<p>ビス提供時間の追加</p> <p>・(細則第6条の2) でんさいライト利用の場合の決済口座に係る制限を反映。</p> <p>・(細則第17条第7項) でんさいライトにより請求する場合の債権金額の範囲を反映。</p>

新	旧	備考
<p>(変更記録の請求の方法等)</p> <p>第 23 条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第 33 条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第 2 項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方が<u>当会社またはそれぞれの窓口金融機関が定めるところにより</u>することができる。この場合において、規程第 27 条第 3 項から第 5 項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。</p> <p>5 前二項の規定にかかわらず、規程第 26 条第 2 項の電子記録権利者である利用者は、<u>当会社または窓口金融機関が定めるところにより</u>、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。</p> <p>第 24 条～第 32 条の 4 (略)</p> <p>(債務者請求方式における請求の予約)</p> <p>第 33 条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号または規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の<u>利用契約に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。</u></p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録</p> <p>2 (略)</p>	<p>(変更記録の請求の方法等)</p> <p>第 23 条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第 33 条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第 2 項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方がそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第 27 条第 3 項から第 5 項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。</p> <p>5 前二項の規定にかかわらず、規程第 26 条第 2 項の電子記録権利者である利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。</p> <p>第 24 条～第 32 条の 4 (略)</p> <p>(債務者請求方式における請求の予約)</p> <p>第 33 条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号または規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録</p> <p>2 (略)</p>	<p>・(細則第 23 条第 4 項、第 5 項) でんさいライトを利用する場合について反映。</p> <p>・(細則第 33 条第 1 項) でんさいライト利用の場合、当会社から通知を行うことを反映。</p>

新	旧	備考
<p>3 当社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて当社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(債権者請求方式における請求の予約)</p> <p>第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて<u>当社から直接または窓口金融機関</u>を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前項の規定により電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて<u>当社から直接または窓口金融機関</u>を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項の通知を受けた電子記録義務者が、当社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項の請求は、その効力を失う。この場合において、当社は、遅滞なく、<u>利用契約</u>に応じて<u>当社から直接または窓口金融機関</u>を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>3 当社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(債権者請求方式における請求の予約)</p> <p>第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、前項の規定により電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項の通知を受けた電子記録義務者が、当社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項の請求は、その効力を失う。この場合において、当社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>・(細則第33条第3項) 同上</p> <p>・(細則第34条第1項) 同上</p> <p>・(細則第34条第3項) 同上</p> <p>・(細則第34条第5項) 同上</p>

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">第6章 電子記録雑則</p> <p>第35条～第36条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 でんさいの決済</p> <p>第37条～第42条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 でんさいの支払不能処分制度</p> <p>第43条～第55条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 電子記録の記録事項等の開示</p> <p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。</p> <p>一 通常開示 <u>次に掲げる方法</u></p> <p>① <u>最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>請求日以降の日を基準日として指定する場合でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 電子記録雑則</p> <p>第35条～第36条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 でんさいの決済</p> <p>第37条～第42条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 でんさいの支払不能処分制度</p> <p>第43条～第55条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 電子記録の記録事項等の開示</p> <p>(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。</p> <p>一 通常開示 <u>窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>二 (略)</p> <p>三 残高の開示 <u>次に掲げる方法</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>請求日以降の日を基準日として指定する場合窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</u></p>	<p>・(細則第56条) でんさいライト利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示および定例発行分の残高証明書の受付を行うことを反映。</p>

新	旧	備考
<p>する方法</p> <p>③定期的な基準日を指定する場合 <u>でんさいライ</u> <u>トによる請求の場合はでんさいライトを通じて、</u> <u>それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、</u> <u>利用者データベースに定期的な基準日を登録す</u> <u>る方法</u></p> <p>3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる者およびその 相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処 分をする権利を有する者でなければすることができ ない。この場合において、<u>でんさいライトによる請</u> <u>求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対</u> <u>し、それ以外の場合は窓口金融機関に対し、次に掲</u> <u>げる情報を提供しなければならない。</u></p> <p>一 開示の請求をする者の情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる残高の開示の請 求は、<u>でんさいライトによる請求の場合はでんさい</u> <u>ライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は</u> <u>窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してし</u> <u>なければならない。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の 各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定め る方法とする。</p> <p>一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 <u>次に掲げる方</u> <u>法</u></p> <p>① <u>最新債権情報開示</u> <u>でんさいライトによる請</u> <u>求の場合はでんさいライトのウェブ画面に表</u> <u>示する方法、それ以外の場合は窓口金融機関</u> <u>が定める方法</u></p>	<p>③定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関 を通じて、利用者データベースに定期的な基準 日を登録する方法</p> <p>3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、規程第 57 条第 1 項第 1 号または第 2 号に掲げる者およびその 相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処 分をする権利を有する者でなければすることができ ない。この場合において、窓口金融機関に対し、次 に掲げる情報を提供しなければならない。</p> <p>一 開示の請求をする者の情報 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報 三 その他窓口金融機関が定める情報</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 第 2 項第 3 号②および③に掲げる残高の開示の請 求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供 してしなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の 各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定め る方法とする。</p> <p>一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 <u>窓口金融機関</u> <u>が定める方法</u></p>	

新	旧	備考
<p>② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u> 二～三 (略) 9 (略)</p> <p>第 57 条～第 58 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 雑則</p> <p>第 59 条～第 61 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2013 年 2 月 4 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則 (西暦 2014 年 1 月 1 日改正)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2014 年 2 月 24 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則 (西暦 2016 年 4 月 18 日改正)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2016 年 4 月 18 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則 (西暦 2017 年 4 月 1 日改正)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2017 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則 (西暦 2019 年 7 月 8 日改正)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>二～三 (略) 9 (略)</p> <p>第 57 条～第 58 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 10 章 雑則</p> <p>第 59 条～第 61 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2013 年 2 月 4 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則 (西暦 2014 年 1 月 1 日改正)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2014 年 2 月 24 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則 (西暦 2016 年 4 月 18 日改正)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2016 年 4 月 18 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則 (西暦 2017 年 4 月 1 日改正)</p> <p>(施行期日) 第 1 条 この細則は、西暦 2017 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則 (西暦 2019 年 7 月 8 日改正)</p> <p>(施行期日)</p>	

新	旧	備考
<p>第1条 この細則は、西暦2019年7月8日から施行する。</p> <p>附則（西暦2023年1月10日改正） （施行期日）</p> <p>第1条 この細則は、西暦2023年1月10日から施行する。</p> <p><u>附則（西暦2024年11月18日改正）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この細則は、西暦2024年11月18日から施行する。</u></p> <p>【別表1】～【別表4】（略）</p>	<p>第1条 この細則は、西暦2019年7月8日から施行する。</p> <p>附則（西暦2023年1月10日改正） （施行期日）</p> <p>第1条 この細則は、西暦2023年1月10日から施行する。</p> <p>【別表1】～【別表4】（略）</p>	<p>・（附則）改正の施行期日の追加</p>

以上